

# JAMの主張

## かく闘うⅢ

### ～持続的な賃上げへ 価格転嫁の環境整備を急ごう～

【機関紙JAM・2024年3月25日発行 第302号】

24 春季生活闘争は山場での取り組みを踏まえ、「3 月内決着に向けた取り組み」をすべての地方 JAM へ示達した。賃金改善額はあるべき水準と物価に負けない賃上げを念頭に「8,000 円」、賃金構造維持分を含めた確保すべき回答額として「13,000 円」を妥結基準とし、地方 JAM 執行委員長・書記長会議（3 月 21 日開催）で確認された。現段階で JAM 全体の約 7 割（1024 単組）が要求を提出した。このうち約 4 割強（459 単組）が回答を引き出し、約 2 割（209 単組）が妥結に至っている。今後、多くの中小・零細企業で賃上げ交渉が本格化していく。

この際に重要となるのが、大企業のサプライチェーンを下支えする中小・零細企業へ、賃上げが広がるか否かだ。このことは価格転嫁の成否にかかっている。大手メーカーを頂点に、1 次、2 次、3 次と連なるピラミッド型産業構造の中では、それを支える中小・零細企業の価格転嫁を阻む悪しき商慣行が根付いているのが実情だ。公正取引委員会の調査（2022 年 6 月／製造業等を含む 39 業種、計 11 万社を対象に実施した調査）で、「価格転嫁の要請が発注元に受け入れられたか」を尋ねたところ、製造業では「1 次下請け」から「メーカー」への要請は約 8 割が受け入れられていた。しかし、「2 次」から「1 次」では約 7 割、「3 次」から「2 次」では約 6 割にとどまっている。

コスト別の転嫁率（中央値）では、原材料価格（80%）、エネルギーコスト（50%）に比べ、賃上げのカギを握る「労務費」は 30%とほとんど進んでいない状況が顕著に現れている。このことを受け、日本政府は中小企業が賃上げしやすい環境整備が必須だと判断した。

3 月 13 日に開かれた政労使会議では、立場の弱い下請け企業から労務費の取引価格への転嫁を求められた際、一方的に拒否するなど問題のあった事業者は公表していく方針も示された。

労務費の増加分を含めた適正な価格転嫁、価格アップを社会全体で受け入れていく意識改革が今、求められている。

JAM 書記長 中井 寛哉